第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市環境保全条例(昭和49年別府市条例第51号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(団地等緑化の協議)

- 第18条 条例第35条第1項の規則で定める団地等は、造成面積が1,000平方メートル以上で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 分譲のための宅地
 - (2) マンション又はアパートの敷地
 - (3) 建築物の用途上可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地
- 2 条例第35条第1項の規則で定める指定建築物は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7 条第2項に規定する市街化区域(以下「市街化区域」という。)内に建築される指定建築 物とする。
- 3 条例第35条第2項の計画書の提出は、環境緑化計画書(様式第9号の2)によってしなければならない。

(開発行為に対する協議)

- 第19条 条例第39条の協議をしようとする者は、開発行為事前協議願書(様式第9号の3) を市長に提出するものとする。
- 2 条例第39条第2号の規則で定める開発行為は、都市計画区域及び準都市計画区域外において行う開発行為で、開発区域の面積が3,000平方メートル以上のものとする。ただし、都市計画法第29条第2項ただし書の開発行為及び国又は都道府県等(同法第34条の2の都道府県等をいう。)が行う開発行為を除く。
- 3 前2項に規定するもののほか、条例第39条の協議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定建築物又は指定工作物の基準及び申請)

- 第20条 条例第40条第1項及び第3項の規則で定める条件及び基準は、市長が別に定める指 定建築物の建築及び指定工作物の築造に関する技術基準による。
- 2 指定建築物の建築申請は、指定建築物建築計画申請書(様式第9号の4)によるものとし、 正本及び副本にそれぞれ次の書類を添えるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地面積、建築面積、延面積、建ペい率計算表
- (3) 配置図(駐車・駐輪場施設計画図を含む。)
- (4) 各階平面図
- (5) 立面図(2面以上)
- (6) 断面図(2面以上)
- (7) 指定建築物の概要を示す標識の設置を証する写真(2枚以上)
- (8) 工事中の公害安全対策計画書(様式第9号の5)
- (9) テレビ等電波障害対策計画書(様式第9号の6)
- (10) 誓約書(様式第9号の7))
- (11) その他市長が必要と認める書類
- 3 指定工作物の築造申請は、指定工作物築造計画申請書(様式第9号の8)によるものとし、 正本及び副本にそれぞれ次の書類を添えるものとする。
 - (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 敷地面積、築造面積計算書
 - (4) 平面図
 - (5) 立面図(2面以上)
 - (6) 断面図(2面以上)
 - (7) 指定工作物の概要を示す標識の設置を証する写真(2枚以上)
 - (8) 工事中の公害安全対策計画書
 - (9) テレビ等電波障害対策計画書
 - (10) 誓約書(様式第9号の9)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第40条第2項の規則で定める近隣関係者は、次のとおりとする。
 - (1) 当該指定建築物又は当該指定工作物から水平距離で、次の範囲内にある土地又は家屋の所有者又は居住者
 - ア 商業地域及び近隣商業地域並びに用途地域の指定のない地域並びに都市計画区域 外の地域においては、指定建築物又は指定工作物の高さの1倍
 - イ アに掲げる地域以外の地域においては、指定建築物又は指定工作物の高さの1.5倍
 - (2) 前号に関係する自治会代表者
- 5 条例第40条第2項の規定による説明会は、近隣関係者を対象とした建築計画の事前説明会とし、近隣関係者総数のおおむね3分の2以上の出席により成立するものとするが、やむを得ず出席できなかった当該指定建築物又は当該指定工作物の敷地境界に隣接する土地又は家屋の所有者又は居住者等の重要な近隣関係者については、別途事前説明をするものとする。

- 6 条例第40条第2項の規定による報告は、近隣関係者説明会等報告書(様式第9号の10(その1)及び(その2))及び近隣関係者名簿(様式第9号の10(その3))によるものとし、第2項の 建築申請又は第3項の築造申請と同時に提出するものとする。
- 7 条例第40条第5項の規定による掲示は、指定建築物概要(様式第9号の11(その1))又は指定工作物概要(様式第9号の11(その2))によるものとし、申請の日から工事着手の日まで掲示しなければならない。
- 8 条例第40条第6項の規定による届出は、建築主等変更届(様式第9号の12(その1))又は築造主等変更届(様式第9号の12(その2))によるものとする。

(共同住宅)

第20条の2 条例第40条の2に規定する共同住宅は、複数の住戸を有し居住の用に供することを目的とする指定建築物とする。

(管理に関する基準)

第20条の3 条例第40条の2の管理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 管理人を配置すること。ただし、やむを得ず管理人を配置できない場合は、管理責任者を定め、当該建築物内又は敷地内の見やすい場所に、連絡先を明記した表示板(様式第9号の13)を設置するとともに、近隣関係者からの苦情等について直ちに対応できるようにすること。
- (2) ごみ集積場の設置については、市長が別に定めるところによること。
- (3) 共同住宅の使用規則を定め、入居者にこれを遵守させること。
- (4) 近隣関係者及び自治会等との協議事項を遵守し、承継者への徹底に努めること。
- (5) 共同住宅の管理状況及び利用状況等について、市長が報告を求めた場合は、速やかに応じること。

第5章 補則

(身分証明書の様式)

第55条 条例第118条第2項に規定する身分を示す証明書は、別府市環境保全条例第118条 第2項の規定による身分証明書(様式第27号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。